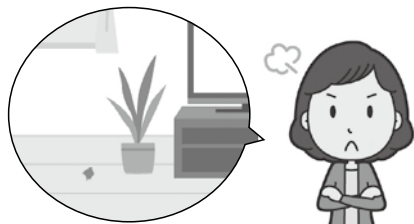


引越シーズンで「賃貸住宅」の原状回復トラブルが増えています

Q 1年半ほど借りていたアパートの退去時に、貸主と事業者と3者による立会いのもと、室内チェックを行った。事業者には「綺麗に使用している」と言われたが、後日貸主から、ハウス・クリーニング費用、エアコン・クリーニング費用、15cm四方のワックスのはがれによるフローリング全体の交換費用などが含まれた多額の修繕費を請求された。敷金で相殺しても足りない。納得できない。



A 借主側には退去時に原状回復する義務がありますが、通常使用による経年劣化などについては借主ではなく貸主に修繕する義務があります。しかし、借主の不注意や通常の手入れを怠った場合などは借主が負担しなければなりません。国土交通省では「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を作成しています。法的な拘束力はないものの、原状回復の考え方の指針になっています。入居時の契約書を読み、貸主側に明細の十分な説明を求め、ガイドラインをもとに話し合いましょう。解決が難しい場合やご質問などについては、消費生活センターへご相談ください。

入居時に費用負担の基本的なルールを知り、特約などの記載があれば納得するまで説明を受けることが退去時のトラブルを避けるためにも大切です。

松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。

月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

問合せ：教育文化振興課 ☎ 991-1873/ 企画財政課 ☎ 991-1815

今月は「松伏町小・中学校人権作文集—第18集—」の作品の中から、小学校4年生の作品を紹介します。

人権それは愛

初めてのけんか

私は、三年生の時、友達六人で遊ぶことになりました。みんなで集まった時、Cさん、Dさん、Eさんの三人は、別の場所で何かし始めました。私とAさんとBさんの三人は、それを待っていました。やっと、Cさん、Dさん、Eさんが来た時に、「もう、帰る。」と、Bさんはおこったように言いました。「何で。」とCさんが、聞き返しました。「Cさんの家で遊ぶはずなのに、三人がちがう所に行って遊んでるんだもん。」とBさんが言いました

そこでCさんとBさんが、言いあいをしてしまいました。「時間が、もったいないじゃん。」「何まだ、Cさんの家にも行ってないくせに。」私とAさんは、何も言えませんでした。Eさんが、「どうするの。」と聞きました。私とAさんとBさんは、「帰る。」と言って帰りました。DさんとEさん以外、私達は、「時間が、もったいない」、たったそれだけの事で、けんかをしてしまいました。

その日の夜、私は、心の中が、とても暗くなりました。それは、友達にものすごく、強く言われたのは、初めてだからです。お母さんとお父さんに、「けんかしちゃった。」と言いました。お父さんは、「みんなの気持ち、ばらばらだったから、けんかをしちゃったんだね。」

次の日、あやまろうと思ったのですが、結局できませんでした。Bさんは、自分から、あやまったそうです。翌日から、Cさんを避けるようになりました。会った時も、なるべく顔を見ないようにしました。

けんかしてから、何日かたった日、友達Fさんから、「Cさんが、あやまりたいって。」と伝言が、ありました。休み時間の時に、Cさんと私とAさんは、おたがいにあやまりました。「ごめんね。」「ごめんね。」

私は、あの時のけんかをまだ、覚えています。今思い出しても、いやな気分になります。みんなが、自分の気持ちを、上手に伝えることが、できるようになったからだと思います。私は、これからも、友達とけんかをしてしまっても、避けたりしないで、きちんと、自分の気持ちを伝えるように、したいと思います。

この人権作文は、児童・生徒のみなさんに、人権や差別について考えていただき、他人の心の痛みがわかる、差別のない・許さない・見のがさない人になってほしいと願って作成されています。